



I 本校が目指す部活動

岡山市が目指すもの

部活動を通じて、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、スポーツや文化および科学に親しむ基礎を培う資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることができるようにする。

『灘崎中学校が目指す部活動の姿』

◎岡山市の掲げる目標の実現に向けて、本校の部活動では、学校教育目標である『心豊かで、たくましい人間の育成』に基づき、以下のような資質や能力の育成を図る。

- ①自ら考え、自主的・自発的に活動する能力を育成する。
- ②自他を尊重し、成長し合える人間関係を形成する力を養う。
- ③自らの目標に向かって、前向きに努力・挑戦する態度を育成する。
- ④礼儀正しい態度を身につけ、相手を思いやる心や感謝の心を育成する。

II 部活動の運営について

(1) 適切な運営のための体制整備

- ①部活動に係る活動方針を作成した上で、学校HP上へ公開する。
- ②年間及び月間の活動計画を作成し、文書等で該当生徒および保護者へ配布・周知する。
- ③生徒や教職員数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、適正な数の部活動を設置する。
- ④練習試合や大会・コンクール等への参加については、各部顧問が、学校生活に支障が出ないように、日程等を十分に考慮する。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み

- ①体罰やハラスメントの行使は、生徒の人間としての尊厳を否定するものであり、全ての指導者が、体罰は認められないもので、根絶すべきものであると再認識した上で指導を行う。また、セクハラ行為の禁止はもちろん、指導中の言動や態度にも十分注意する。
- ②運動部活動について、トレーニング効果を得るためには、休養を適切に取る必要があること、過度の練習はスポーツ障害のリスクを高めることや、運動能力の向上に必ずしもつながらないこと等を正しく理解する。文化部活動についても、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取る必要があること、過度の活動が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。また、部活動全般について、生徒とのコミュニケーションを密にし、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、科学的トレーニングの導入等により、休養を適切に確保しつつ、短時間で効果が得られる指導を行うように努める。

(3) 適切な休養日と活動時間等の設定

- ①週当たり2日以上の休養日を設ける。ただし、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」とする。）は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ②1日の活動時間は、平日2時間程度、休業日（長期休業期間中及び「週末」を含む。）は3時間程度とする。ただし、大会等への参加などにより、やむを得ず土曜日や日曜日に活動した場合は、必ず代替休養日を確保する。（「活動時間」とは、運動部活動においては、スポーツ活動時間を意味しており、会場への移動、準備、片付け、ミーティング、複数校で実施する練習試合の試合間の休憩、見学等は含まない。身体的トレーニング効果が期待される活動時間のことである。文化部活動においては、大会会場への移動、準備、片付け、ミーティング、大会等の発表間の休憩、見学等は含まない。）
- ③長期休業中の休養日の設定は、原則、学期中に準じた扱いとする。また、閉庁日3日間、年末年始の休日を含み、1週間程度の連続した休養期間を年に2回程度設けることとする。
- ④始業前の活動（朝練習）については、1日の活動時間を含めることとする。また、活動を設定する場合には、学校生活や家庭等へ配慮した上で行う。

(4) 安全管理と事故防止について

- ①管理職及び部活動顧問は、活動における安全管理について、指導監督体制を整備し、生徒が常に安全な活動を行うことができるよう、事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について、校内での研修を行うとともに、生徒に対して安全に関する指導を適切に行う。
- ②気候変動等により、暑熱環境が悪化する中で、学校管理下の活動、とりわけ夏季の部活動における熱中症事故の防止等、活動の環境や生徒の実態に応じた防止対策を行い、生徒の安全確保の徹底に努める。
- ③保護者と連携・協力して、生徒が規則正しい生活習慣を整えられるように留意する等、十分な体調管理に取り組む。

(5) その他

- ①本校では、学校の部活動が参加する大会・試合の全体像を把握するとともに、週末等に開催される様々な大会・コンクール等への参加を精査することで、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないように努めていく。
- ②本ガイドラインは、岡山市教育委員会が策定した「岡山市部活動ガイドライン（改訂版）」を受けて策定したものであり、ここに記載されていないものについては、「岡山市部活動ガイドライン（改訂版）」に準じるものとする。